

# 戦国趙武靈王の諸改革

柿沼 陽平

## はじめに

春秋戦国時代における情報網と物流網の発達、黄河中流域を中心とした広域流通経済の発達をもたらした。別稿で指摘したように、戦国秦漢時代の中国には特産品を異にする複数の経済圏が存在し（『史記』貨殖列伝）、経済圏同士の交易は青銅貨幣等を媒介に成長した。そして戦国中後期にそのような複数の経済圏を支配し、経済圏間の交易を円滑にし、大きな経済的利益を上げた国が少なくとも二つ出現した。秦と趙である。中でも秦は、本拠地である関中経済圏を押しさえ、その上で巴蜀経済圏・西羌経済圏を掌握し、経済圏間の商業活動を後押しし、それによって大きな利益を上げた。また関中での開発と巴蜀への徙民を実施し、人口増加に伴う農地面積の制約を回避した。かくて秦は強国へとのし上がった。一方、趙は燕経済圏（現在の北京周辺）と洛陽経済圏（現在の鄭州・洛陽周辺）の中間に位置し、これまた別稿で指摘したように、戦国中期以降両経済圏を結び付ける役割を果たしたと考えられるが〔一〕、その具体像に関してはまだ十分な検討を加えていない。では趙はいつどのように両経済圏を結び付けたのか。それはいかなる効果を生んだのか。また趙は、それにもかかわらず一体なぜ秦に敗北を喫したのか。

そこで注目すべきが、武靈王の動向である。周知のごとく、武靈王は戦国趙に最盛期をもたらした人物で、武靈王十

九年（前三〇七）頃にいわゆる胡服騎射を実行した改革者である。では「胡服騎射」改革は一体いかなる目的のもと、具体的にどう実施されたのか。また当該改革は一般に先進的軍事改革と評されるが、それにもかかわらず戦国趙はなぜ秦に滅ばされたのか。これらの諸問題に関しては部分的にすぐれた先行研究が存在するものの、私見とは異なる箇所がある。上述した経済圏間交易の問題と胡服騎射改革の関係についてもそれほど詳細には検討されていない。しかもそれらの先行研究は、武靈王の一生涯にわたる遠大な計画の全体像を必ずしも十分に捉え切れていないと思われる。そこで本稿では、まず胡服騎射に関する先行研究を整理した上で、胡服騎射にとどまらない武靈王の国家戦略の全容解明に取り組む。

## 第一節 先行研究と問題点

「胡服騎射」の目的に関しては従来、軍制改革・軍事力強化を目的としたとする説や<sup>(2)</sup>、外交的姿勢の変化をしめすとする説がある<sup>(3)</sup>。また最近では「胡服」と「騎射」を区別し、騎射の軍事的意義を指摘するとともに、「胡服」周王朝の礼秩序から離脱し、胡への歩み寄りを開始すること<sup>(4)</sup>とし、「胡服」の礼制変革としての意義を強調する説もある<sup>(4)</sup>。では結局どう考えるのが妥当か。そこで前もって注意すべきが次の二点である。

第一に、胡服騎射改革は手段であって目的ではない。すなわち先行研究によれば、胡服騎射改革は軍制改革、外交的変革、礼制的変革等と評され、それらの側面はたしかに重要である。本稿でもその是非を検討する。だが胡服騎射改革の実態がいかなるものであれ、本当に重要なのは、武靈王が当該改革を通じて北方諸勢力を支配下に治めようとした点である（『史記』趙世家、『戦国策』趙策二等参照）。胡服騎射はそのような目的に向けた諸改革の一部をなすにすぎない。

ここでいう北方諸勢力の範囲に関しては諸説あるが（後述）、中山（靈寿など）や三胡（楼煩・林胡など）を含むことは確かである（地図参照）。とくに中山は「千乘之國」でありながら、斉・燕・趙などの「万乘之國」を幾度も破り、中でも趙は大敗した経験があり、中山を大いに恨んでいた<sup>(5)</sup>。

しかも「胡服騎射」は本質的に北方諸勢力にのみ有効な戦術である。すなわち、胡服騎射は一般に旧来の戦車部隊と対比される。だが騎射は、じつは全ての局面で戦車より強いわけではない<sup>(6)</sup>。むしろ騎射が戦車以上に活躍する場合は、戦車の動かせない山地に限定される。逆に平野部では戦車の方が安定的で、攻撃力は上である。というのも、当時鎧はまだ普及しておらず、馬上での戦闘が不安定だったのに対し、戦車の兵は弩や戟も使用できたからである。このことは、関連史料の信憑性の高低とは無関係に、「胡服騎射」の戦術的特質から判断できる。銀雀山漢簡「孫臏兵法」八陣篇にも「車騎して與に戦う者は分ちて以て三を爲し、一は右に在り、一は左に在り、一は後に在り。易なれば則ち其の車を多くし、險なれば則ち其の騎を多くし、厄なれば則ち其の弩を多くす<sup>(7)</sup>」とある。だからこそ郝



良真氏・史延廷氏も指摘するように、胡服騎射改革（武靈王十九年）後も趙は歩兵の他になお戦車隊を抱え（8）、韓・魏・秦等との戦闘時に活用した。たとえば武靈王二十一年の中山攻略時にも全兵士が「騎射」したわけではなく、軍中に「車騎」がおり、「胡・代」の兵は趙軍本体とは別に編成され、それ以外の主力はあくまでも歩兵であったとみられる（9）。趙末期に活躍した李牧も、戦車一千三百乗、騎兵二万三千人・万金の勇士五万人・弓部隊十万人を率いて匈奴を駆逐した（10）。趙以外の国（燕など）でも戦車は使用され続けた（11）。中でも秦は、胡服騎射をした趙を何度も破つており、これも胡服騎射が万能でないことを意味する。これより、胡服騎射改革はやはり対北に特化した戦術で、その最終目的は北方諸勢力の制圧にあったと論定される。

第二に、胡服騎射に関する主要文献には多くの重複がみられ、史料の信憑性や、史料同士の間先後関係に関して論争がある。たとえば武靈王関連の『戦国策』趙策二や、『商君書』更法篇・『史記』商君列伝の記事には重複があり、『戦国策』を『商君書』の抄本・改良版とする説や（12）、逆に『商君書』を『戦国策』の抄本・改良版とする説がある（13）。もっとも、『史記』趙世家は比較的的信憑性の高い史料とみるのが一般的で（14）、中でも『史記』商君列伝と重複しない趙世家の記載は商君関連故事との関係が希薄で、とくに重視されることがある（15）。だが『史記』も司馬遷の取舍選択を経た後世の一史料である以上、その取舍選択が完全無欠とは断定できない。よって、『史記』を重視するのはよいとしても、『史記』以外の関連史料を一概に棄却するのは行き過ぎである。そこで本稿では諸史料の中でも、胡服騎射の是非を論じた箇所や評ではなく、「○○年に○○が実施された」という紀事に注目する。なぜなら、胡服騎射の是非を論じた箇所や評は『史記』と『商君書』の間で重複が多く、武靈王説話と商君説話の混同もみられるのに対し、紀事部分は商鞅の事績と混同される心配が少なく、説話的要素も希薄だからである。これは、『春秋左氏伝』の紀事とその評価に関する記事を区別し、後者を後世付加されたものとする小倉芳彦氏の研究手法と類似する（16）。

以上の二点をふまえ、改めて胡服騎射をはじめとする諸改革の効果に着目したい。すなわち、武靈王が北方諸勢力を支配する目的で実施した諸改革は、具体的に趙の旧制の何を変えたのか。

ここで注目すべきは、第一に、武靈王の改革が前期と後期に分けられる点（第三節で詳述）。第二に、前期改革には胡服・騎射のみならず舟楫改革も含まれ<sup>(1)</sup>、さらにそこには長城建設も含まれる点。第三に、それらの諸改革が複数の戦略的效果をもたらす点。すなわち従来の研究では、武靈王の胡服騎射が軍制・外交・礼制のどの部分の改革を最も意図したのが争点の一つとなったが、諸改革の意図が一つに絞られるとは限らない。むしろ改革自体は目的達成の手段にすぎない。つまり武靈王は北方諸勢力の制圧（目的）のために有効な改革を行なったわけで、改革には複数の効果が見込まれた可能性が高い。もつとも先学の多くは、史料に残る武靈王の発言等から改革の意図を模索してきたが、その手法には検討の余地もある。すなわち当時、趙には多数の改革反対派があり、武靈王は彼らを論破する必要があり、そのつど特定の角度から改革の意義を主張した。だが、かかる武靈王の諸発言から改革の意図を探る試みには限界がある。なぜなら既述のごとく、諸史料中の胡服騎射に関する論争や評の部分には史料上検討の余地があり、しかも改革反対派の各意見に個別に対応する武靈王の発言が計画意図の全貌をしめすとも限らないからである。しかも改革一般は、改革者の意図せざる効果を生むことがあり得る。

そこで本稿では次に、諸改革の目的（北方諸勢力に対する支配強化）を念頭に置き、上記の諸問題にも細心の注意を払った上で、改めて諸改革の実態を説明し、武靈王が込めた諸改革の意図と、それがもたらす諸効果を闡明したい。

## 第二節 武靈王の前期改革とその目的

本節では武靈王の前期改革について検討する（後期改革に関しては第三節参照）。前期改革は少なくとも①長城建設、②騎射改革、③舟楫改革、④胡服改革の四つを含む<sup>18</sup>。では各改革は一体どのような効果をもたらしたのか。順番に検討する。

①の長城建築は、他の趙の君主も行なっていることで<sup>19</sup>、必ずしも武靈王特有の政策ではない。長城は「万里の長城」以前にも戦国諸国によって建築され<sup>20</sup>、武靈王の長城もその一部である。ただし既述のごとく、武靈王以前の君主とは異なり、武靈王は積極的に北方諸勢力の制圧に乗り出した。よって長城がもつ意味も、当然その背景をふまえた上で理解されねばならない。そこで長城全般の建築の理由についての諸説を確認すると、A. 戦国時代に戦車を阻む阡陌制が廃止され、さらに新たに騎兵が出現したため、その侵攻を拒ぐために建築されたとする説<sup>21</sup>、B. 古来の城郭制度が発展拡張したもので、戦争の激化した戦国時代に民を守るために建築されたとする説<sup>22</sup>、C. 「封（土を積む）」を含意する周代封建制度に淵源し<sup>23</sup>、国が十分な版図を有した段階（それ以上の領土を欲しない段階）で、外敵から君主・戦闘要員を守るために建築されたとする説<sup>24</sup>、D. 華夏側が異民族の地を制圧して彼らを駆逐した上で、彼らが回帰してくるのを防ぐために建築されたとする説がある<sup>25</sup>。だが長城の立地と時期は広範にわたり、各々の意義が全て同一とは限らない。そこで戦国趙長城特有の意義を探ると、さらに数説あり、E. 北方民族の南下を防ぎ、かつ辺境地域を開発するために建築されたとする説や<sup>26</sup>、F. 武靈王は親胡外交を展開したので、趙長城は異民族を拒ぐためではなく、むしろ異民族を内側に取り込み、北辺の統合体全体を防衛するために建築されたとする説がある<sup>27</sup>。ではA～Fのどの説が最も妥当か。残念ながら確たる文献的徴証はない。そこで当地を实地調査すると、趙の建造した固陽

県長城等の大半はじつは山腹・山中にあり<sup>(28)</sup>、平地に設けられているわけではない。そして長城の有無に関わらず、それらの山地を胡の騎兵が容易に通過できたとは考えにくい。よって、長城が胡の騎兵軍団の侵入を防ぐために設けられたとは思えない。むしろ長城の立地条件をふまえるならば、長城の建造意図は別にあったと推測される。

そこで長城の存在意義を改めて考えてみると、そこには防衛的意義と象徴的意義の二点があった可能性がある。まず防衛的意義を探ると、長城の主役は数百m間隔に点在する烽燧で、周辺の胡に対する見張りを目的とし、長城本体は烽燧間の移動と、胡の偵察兵の侵入を防止するために活用された。同様の事例として内蒙古自治区額濟納旗居延の漢代長城に注目される。この漢代長城も、実際には隙間無く存在したのではなく、むしろ重要なのは烽燧であった。そして烽燧と烽燧の間には幅数mの「天田」が存在した<sup>(29)</sup>。「天田」とは一列に土のならされた線で、見張りの兵士が毎日この土をならし、万一敵兵が通過した場合にはそこに足跡が残る仕組であった。これは敵兵を防ぐ要塞ではなく、むしろ烽燧と一体となって敵の侵入を確認する施設で、敵兵の撃退自体は都尉府等の上層機関の仕事であった<sup>(30)</sup>。この知見をふまえると、趙長城も類似の防衛的機能を有した可能性が高い。ただしそれだけでは、当時の趙人が膨大な労力と時間を要してまで長城を造営した理由としてはなおも不十分であろう。そこで想起すべきが、長城の有する象徴的意義である。すなわち長城には、趙国の「国境」を画定し、長城内外に国威をしめす象徴的目的もあったと推測される<sup>(31)</sup>。その点を直接証する史料はないものの、そう考えれば趙が国を挙げて長城を造営した理由も説明できる。要するに長城造営は武靈王の北方諸勢力に対する支配強化政策の一環であったのである。

②の騎射改革は、既述のごとく、対北方勢力用の騎馬戦法を意味した。騎射の中原諸国への導入が武靈王に端を発するものか、武靈王以前にすでに存在した戦法だったのかには諸説ある<sup>(32)</sup>。また武靈王の騎射改革の結果、どの程度騎兵が増したのかにも諸説ある。だがそれが対北用の騎兵戦法の導入を意味することは間違いない。



③の舟楫改革は、戦闘用の船舶を建造し、趙の斉・中山との国境付近の河川に配備することであった。それによって斉と中山の侵略に備えるとともに、逆にこちらから斉・中山へ侵略する際の戦闘力をも強化した。この点は石本利宏氏の研究に詳しく<sup>③</sup>、どうやら斉側でもつとに舟楫を建造していたようである。

④の胡服改革の意図に関しては諸説ある(既述)。中でも顧炎武『日知録』以来多くの先学は、胡服を騎射の前提条件とみなし、両者を一体の軍制改革とする。だが結論からいえば、胡服改革は軍制のみならず礼制にも大きな変化をもたらし、武靈王自身も初めからそれを意図していたと考えられる。むしろ胡服改革に関する史料を詳細にみると、それは軍制改革でなく礼制改革を主目的に立案された可能性の方が高い。この点をつとに指摘したのが沈長雲氏等や橋本明子氏で、中でも橋本氏の研究は詳細である<sup>④</sup>。もつとも、橋本氏は、武靈王が臣下に胡服での参朝を求めた点、太子の傅に胡服着用を課した点、宮廷内での胡服着用を強制した点を挙げ、それらは直接的に軍事強化を狙ったものではないとする。その上で、当時の衣服が着用者の身分を表象した点、胡服の着用が周王朝由来の礼秩序からの離脱と北方異民族世界への接近をしめす点を説明し、胡服改革は礼制改革としての意義を有したとする。だが最初に胡服着用を命ぜられたのは「將軍・大夫・適子・戍吏<sup>⑤</sup>」で、彼らは軍の統率者や軍吏・兵士であった。よつて胡服はやはり戦争に便利ゆえに立案され<sup>⑥</sup>、上位者から徐々に着用を命じられたものとも解せる。また胡服改革は激しい反発を招いたの(後述)、上位者がそれを率先して朝廷で着てみせることで、下位者への浸透を図つたものとも考えられる。これより、以上の論拠のみに基づいて胡服改革の意図を軍制改革以外に求めるのは困難である。そこで注目すべきは、第一に、武靈王の改革が乗馬用の袴の導入にとどまらない点である。すなわち、もし騎射に便利な衣服が必要であれば、武靈王は本来ワンピース型の軍服を右衽の上着と乗馬用の袴に切り替えるだけで十分だったはずである。現に漢代の「袴」は、華夏文化の礼秩序に沿つた右衽の上着(褶)の下にはく袴である<sup>⑦</sup>。一方、武靈王の「胡服」は、長さや形状の点で



諸説あるものの<sup>(38)</sup>、「左衽」であった<sup>(39)</sup>。要するに真正正銘の胡服である。この衽の改変は、騎射と直接的に関係せず、軍制改革以上の意図をもつものと考えざるをえない。第二に、武靈王が胡特有の冠を着用し<sup>(40)</sup>、胡特有の貝製ベルトを帯び、綺麗な鳥の羽毛を冠に挿し、胡特有の靴を履いている点である。沈長雲氏等も指摘することく、これらの装飾品も騎射とは関係がない<sup>(41)</sup>。これらの理由により、胡服改革は、周王朝由来の礼秩序からの離脱と北方異民族世界への接近を意図したものであったと論定される。この改革はすぐに効果をもたらし、一部の胡は招聘に応じて趙に参集したらしい<sup>(42)</sup>。

ただしここで一つ補足しておくべき論点がある。それは、武靈王が接近・征服を試みた「北方異民族」が具体的にいかなる人々かである。とくに彼らは史料上「三胡（一説に林胡・樓煩・東胡。趙世家）」・「黑姑（趙世家）」・「林胡・樓煩（匈奴列伝）」・「羯羗（貨殖列伝）」等とも称されるが、相互にどう違うのか。この点について先学の多くは、北方異民族の民族系統および、それと漢人との血縁的・文化的差異を見出そうとしてきた。ただし彼らを特定の民族集団とみなし、その起源を系統的に探る試みには、じつは初めから限界がある。第一に、趙の西北部に居住する民族集団の中でも、武靈王が翼下に収めた集団は「三胡」・「黑姑」・「羯羗」等と呼ばれるが、これらの「族名」<sup>エスニム</sup>は外名（外部者が特定の人間集団を呼称するために創造もしくは使用する呼称）であって、内名（人々が自分達を同定するために名付けた名前）ではなく、彼らがみな同じ民族単位に属するとは限らない。第二に、民族単位≡文化的単位とは限らない。よって、特定の考古遺物の器形分析等から窺える文化的単位を一つの民族単位とみなすことはできない。そもそも文化同士の区分は曖昧で、どの考古遺物を基準とするのかも異なる。またどの文化的特徴に注目し、どれを無視するかも、観察者の視点次第である。第三に、北方異民族に関する起源神話はどれも系統的分析の対象たりえない。なぜなら「三胡」・「黑姑」・「羯羗」等が外名である以上、その集団の範囲は確定できず、その起源も探り得ないからである。しかも起源

神話は、外部者の仮構したもの (etic) と、自らが語り継ぐもの (emic) を含むが、両者は真実とは限らず、彼らのアイデンティティの形成に関与するにすぎない。以上三点の理由より、「北方異民族」を厳密に定義づけることは困難と思われる<sup>(43)</sup>。そこで本稿では、「北方異民族」の民族系統に関する研究には敢えて言及せず、武靈王達が特定の集団を「三胡」・「黒姑」・「羯羗」等と呼んだ点、彼らの多くが武靈王から胡服着用者と認識されていた点、彼らが趙の国外のみならず国内にも居住していた点、武靈王が自らの胡服の着用を通じて彼らへの接近を図った点のみを確認するにとどめる。

では胡服改革は一体いかなる派生効果を生んだのか。そこで第一に注目すべきは、胡服改革が大臣達の反発にあった点である。趙世家や『戦国策』にはその様子が克明に描かれている。既述のごとく、その中には商鞅変法に関する逸話の混入もあり、胡服をめぐる武靈王と臣下の論争部分は説話性も強いものの、趙世家や『戦国策』にみられるとおり、胡服改革が周の礼制秩序からの逸脱を意味する以上、激しい反発を招いた点は確実である。第二に、胡服改革はそのような华夏人の反発を惹起すると同時に、趙に存在した多くの胡の不満を相当程度解消した。すなわち、胡服騎射に賛同した臣下の肥義は、それを舜が苗民の中に赴いて舞樂し、禹が裸国に赴いて肩肌を脱いだ伝承に譬えた。それらは苗や裸の安定化政策をさす<sup>(44)</sup>。このことからわかるように、趙にはかなりの数の胡がおり、胡服は胡人を安定的に支配する上で非常に有効であった。では趙国内にはなぜ、いつごろから、どの程度の胡がいたのか。

そこで改めて地形図(前掲地図)をみると、じつは趙国ほとんどが平地でなく山地で、人口の大半は胡だった。その背景を探ると、趙の王族は本来大國晉の一大夫として周の礼制秩序に属したが、晉の分裂で华夏人の大半は魏・韓に帰した。これに対して趙は当時北方に本拠地があったため、地勢上、山地中心の勢力とならざるをえなかった。ゆえに趙は、華夏の国にもかかわらず、国内に多くの山地と胡を抱え込むことになった。もともと、このような理由ゆえに、

趙の民はつとに胡服・騎射する文化的土壤を有していた。しかし趙の王族は晉以来の華夏族の一員たる自負をもっており、軍制改革には強く反対した。ここに趙開国以来の矛盾があった。ここにメスを入れたのが胡服騎射改革であった。つまり胡服改革は、建国以来の国内矛盾を解消し、本来人口の大多数を占める胡へと王族側が文化的に歩み寄る施策であったのである。現に胡服改革反対者は趙の王族で、逆に「北方異民族」を数多く含む一般民は反乱を起こした形跡がない。また『史記』貨殖列伝には「種（山西大同地方）・代……其の民と羯<sup>ハク</sup>羯とは均しからず、全晉の時より固より已に其の標悍なるを患う。而るに武靈王益々之を厲<sup>ハク</sup>しくす。其の謠俗には猶お趙の風有るなり」とあり、晉のときに趙地にすでに多くの異民族がいたこと、武靈王がその風俗を助長したことが明記されている。

以上本節で検討したように、①長城建設、②騎射改革、③舟楫改革、④胡服改革の四つはみな北方諸勢力を支配するための施策で、軍事面・外交面・礼制面でさまざまな効果をもたらした。その結果、武靈王は北方諸勢力の制圧に一定程度成功した。すなわち中山征服に成功し<sup>(4)</sup>、代の地を安定させ、「三胡」・「黒姑」・「羯<sup>ハク</sup>羯」等を翼下に収めた。かくて武靈王は「以て燕・三胡・秦・韓の辺に備え……近きは以て上黨の形を便とすべく、遠きは以て中山の怨に報（趙世家）」いたのである。では彼はそもそもなぜ北方に勢力を伸ばそうとしたのか。また武靈王はなぜ国内で「王」を名乗らず、「君」や「主父」と名乗り、なぜ生前に子へ譲位したのか。胡服騎射改革に注目するのみでは、これらの問いに十全に答えることはむずかしい。そこで改めて武靈王の事績全体を俯瞰すると、じつはそれは大きく二段階に分けられる。すなわち、①長城建設、②騎射改革、③舟楫改革、④胡服改革の四つよりなる前期改革と、それをふまえた後期改革である。そして前期と後期の改革を一連の流れの中で読み解くことで、初めて武靈王の一生涯にわたる遠大な計画の全体像を把握でき、上記諸問題にも回答しうると思われる。次にこの点を説明する。

### 第三節 武靈王の後期改革とその目的

武靈王はなぜ西・北の山岳地帯の征服を意図したのか。逆にいえば、武靈王はなぜ東や南に勢力伸長を図らなかったのか。その一因は既述のごとく、趙が中山に積年の恨みを抱いていた点にある。だが一国の君主たる武靈王がそのような感情のみで動いたとは思えない。しかも趙は四方の諸国と長年激闘を繰り広げ、大なり小なり他国にも怨みがある。よって西と北を優先的に攻撃する理由は別途存在したはずである。現に武靈王以前の趙は東や南に勢力を伸ばしたことで知られる<sup>46)</sup>。では、趙国はなぜ武靈王期に国策を百八十度転換したのか。結論から言えば、ここには少なくとも二つの意図があったと思われる。

第一に、それは当時の中原の勢力分布をふまえたものであった。周知のごとく、当時趙の東と南には斉・魏・韓・秦があり、斉は威王・宣王・湣王の時期、秦は恵文王・武王・昭襄王の時期にあたり、とくに強勢であった。一方、南の魏や韓は勢威を失い、秦に侵略されつつあった。かかる状況下で趙が単独で戦闘しうる相手は、斉や秦でなく、魏や韓であった。だが魏・韓・趙は大国の晉が分裂して生まれた国（三晋）で、「三晋」がバラバラの状態では秦や斉に対抗できないとされた（『戦国策』趙三等参照）。よって趙が重んずるべきは、「三晋」同士争うことではなく、「三晋」が連合し、西の秦、東の斉に備えることであった。現に武靈王は即位後、魏・韓とは全面的戦争をせず、魏・韓も趙に臣従する姿勢をしめした<sup>47)</sup>。かくて趙は、急速に台頭した秦に対し、魏・韓・燕等と連合軍を結成した。しかし三晋の力を以てしても、もはや秦には勝てなかった（『史記』秦本紀）。そこで武靈王は政策を百八十度転換したとみられる。すなわち武靈王は、現状のままでは秦や斉に対抗できないと判断し、武靈王十年代に燕昭王と秦昭王の後盾となり、秦・韓・楚・魏・斉にも重臣を派遣し、韓・魏・斉のみならず秦・楚とも友好関係を構築した。その上で、「四方を敵に囲

まれた不安定な状況<sup>(48)</sup>」を打開し、矛先を北・西の諸勢力（中山を含む）に向けた。とくに中山は不俱戴天の敵で、攻撃するのに十分な口実もあった。

第二に、別稿で指摘したように、当時趙の北側には燕経済圏、南側には洛陽経済圏が存在した。両経済圏はそれぞれ別個の特産品を有し、別個の経済構造を有していた<sup>(49)</sup>。かかる状況下で趙が経済的利益を上げるには、これらの経済圏を結び、自らが交易の結節点と化することが重要であった。ただし広域流通経済の担い手たる商人は楼煩等で、武霊王は彼らを懐柔し、味方に付ける必要があった。また趙都邯鄲と燕経済圏を結ぶライン上には中山があった。そこで武霊王は中山を滅ぼし、翼下に組み込んだ。これが「瘦せた土地をもつ（『史記』貨殖列伝）」と評される中山の真の価値で、当該広域的交易には各種の布銭が多用された<sup>(50)</sup>。しかも橋本氏が指摘するように、中山の征服は代と邯鄲の連結をも意味し、代は中国西北地域と交易をする際の窓口の一つであった。よって武霊王の中山征服は、遊牧民を媒介とする東西交易政策を切り拓いたものでもあった<sup>(51)</sup>。その中継地点の雲中や包頭から出土する青銅貨幣は多くないので、当該交易では布帛や黄金が好まれたとみられる。こうして「中央之國」・「四達之國」・「四戰之國」等とも評される趙は、広域経済の担い手として経済発展を遂げたのである。

では趙はその後どのような道を辿ったのか。そこで注意すべきは、既述のごとく前期改革（とくに胡服改革）が周の礼制秩序に反するもので、趙の王族達の激しい反発を惹起した点である。『戦国策』や『史記』には武霊王と臣下の間での胡服をめぐる激しい論争の様子が描かれ、武霊王の論理的反論に臣下が屈服していく様子が窺える。だが、そもそも既存の文化や常識を覆すことは多大な困難を伴うもので、論理のみで簡単にひっくり返るものではない。よって『戦国策』や『史記』の説話をそのまま信ずることは困難で、むしろその背後には膨大な論争と政治的駆引きがあったとみられる。また表面上は権力者の武霊王に従属しつつも、その後も内心胡服に反発していた臣下は大勢いたであろう。そ

ここで注目すべきは、北方異民族世界への接近を意図した武霊王が、その後どう根強い反対勢力と切り結んでいったかである。逆に言えば、武霊王はその後、反対勢力にも配慮した政治を行なった可能性があるのである。

そこで胡服改革以後の武霊王の動向をみると、第一に、彼が「称王」せず、「君」や「主父」を名乗り続けた点に注目される。すなわち武霊王は、武霊王三年に一度「称王」したが、その後自らの力不足を理由に「王」号をやめ<sup>(52)</sup>、その後も「王」号を名乗らなかつた<sup>(53)</sup>。だがその理由を鑑みるに、武霊王が初期の段階で力不足を理由に王を名乗らなかつた点は理解できなくもないが、前期改革による戦力強化後も同様の理由で「王」号を拒否し続けたとは考えにくい<sup>(54)</sup>。しかも厳密に言えば、武霊王は敢えて「国人」に自らを「君」を呼ばせた。これは前漢時代の南越とは正反対である。南越君主は前漢を恐れ、前漢に対しては「王」を名乗りつつ、南越国内では「皇帝」を僭称したが、武霊王は逆に敢えて国内での「王」号をやめたのである。我々が問うべきはその理由である。そこで注目すべきは、武霊王が胡服改革を通じて「周からの離反」北方異民族世界への接近」を図った結果、国内に相当な批判が巻き起こった点である。かかる状況下でなおも大々的に国内で「王」を僭称した場合、「周王」と対立することになるので、周の礼制を重んずる反対派はさらに激昂しかねない。そこで武霊王は、国内向けに敢えて「君」号を名乗り続けることで、周の礼制秩序を重んずる臣下達との摩擦の軽減を図ったのではないか。これは後漢末の曹操が敢えて最後まで帝位に即かなかつたのと同様、既存の礼的秩序に建前上配慮したものと解せるのである。しかも武霊王が周室輔佐の姿勢を建前上保持した点、武霊王の容姿に関する趙世家の記載からも看取される。すなわち趙毋卬は以前「後世に趙に英主が出現する」との預言を授かり、それは武霊王期に作られた武霊王に関する創作と解される。そこに武霊王の容姿に関する記載がみえ、武霊王の口は鳥の髻のようであったとある(『史記』趙世家)。これは嬴姓の始祖の一人である中衍(殷帝大戊の功臣)と同様の特徵で、武霊王が中衍の再来とみなされたことを示唆する。これも武霊王が周室輔佐役を自認していた傍証と

なりうる。

しかも武靈王が「君」や「主父」を名乗り続けた理由をそう解せば、次の点も整合的に理解できる。すなわち武靈王は前期改革後に子に讓位した。このような生前の讓位は、じつは戦国時代では異例中の異例であった。しかも武靈王は「君」から「主父」となり、子は「王」位に即いた。だが「王」位は武靈王が国内で名乗るのを忌避した号で、一見すると矛盾である。なぜ恵文王は「王」位に即いたのか。そこで改めて武靈王の讓位の理由を探ると、『史記』趙世家武靈王二十七年条に「二十七年五月戊申、**【武靈王】**大いに東宮に朝し、國を傳え、王子何を立てて王と爲す。王、廟見の禮畢るや、出でて臨朝す。大夫悉く臣と爲り、肥義、相國と爲り、并せて王に傳たり。是れ恵文王爲り。恵文王、恵后呉娃の子なり。武靈王自ら號して主父と爲る。主父、子をして治國を主らしめんと欲し、而して身ら胡服して士・大夫を將いて西北のかた胡地を略す。而して雲中・九原より直ちに南のかた秦を襲わんと欲し、是に於いて詐して自ら使者と爲りて秦に入る<sup>(66)</sup>」とある。これは、武靈王が讓位後に「主父」として引き続き胡服騎射し、北方異民族を統治する一方、国内の華夏人の統治を子の恵文王に委ねたことを意味する。つまり武靈王は前期改革で「周からの離反」北方異民族世界への接近」を圖つたため、自らは敢えて「周からの離反」を促進する「称王」を大々的には行なわなかった。そして代わりに子を趙（華夏の国）の「王」とし、北方異民族と華夏人の両方を分割統治しようとしたのである。実際に恵文王の即位時に、国内の「大夫」は「主父」でなく恵文王に向かつて「悉く臣と爲」った。もつとも、恵文王の傳（周紹・肥義）は胡服を強制され、恵文王も胡服の薰陶を受けたはずとはいえ、主父が恵文王に求めたのはあくまでも「治國」であった。つまり胡服騎射による外征はその後も主父（武靈王）の役目であった。しかも恵文王の即位前後に作られたとおぼしき故事<sup>プロバガンダ</sup>によれば、趙の宗祖趙簡子は夢で天帝に会い、十代目の子孫（武靈王）が数々の偉業をなし、舜の末裔を娶ると預言された（『史記』趙世家）。ここでいう舜の末裔とは、恵文王の母である恵后呉娃（孟姚）を



さす。つまり恵文王は華夏の正統たる舜の血を引くものと表象された。また吉本道雅氏は、秦本紀冒頭の「女華、大費を生み、禹と與に水土を平かにす。已に成り、帝、玄圭を錫う。……帝舜曰く「咨、爾費よ、禹の功を贊く。其れ爾に阜游を賜う。爾の後嗣將に大いに出不ずべし」と。乃ち之に姚姓の玉女を妻す。大費拜して受く（『史記』秦本紀）（56）」の傍線部分も武靈王に関する予言が挿入したものとす<sup>56</sup>。もつとも、吉本氏はこれらの予言を「この夫婦を神秘化し、夫婦の子である恵文王の正統性を強調するもの」とし、「前二九五五年の武靈王弑殺の汚名を稀釈すべく、弑殺後ほどなく製作されたもの」とするが、これらの故事は武靈王・恵后呉娃・恵文王の三者を神格化するもので、武靈王弑殺の汚名を薄める役割は見出しにくい。それゆえ如上の故事は基本的<sup>プロトタイプ</sup>に恵文王の即位前後に作られたと考えられる。これは恵文王が、胡服騎射する武靈王の子として胡を支配する資格を有するとともに、舜の末裔として華夏の王たる資格をも有することを意味する。つまりこの段階で初めて趙は、領域内の北方異民族と華夏人の両方から支持される一大王国へと変貌を遂げたのである。本稿ではこれを「後期改革」と称する。かかる前後二期にわたる一連の改革は、既述のごとく、他国の諸改革とは全く異なる特質を有していた。その意味で、たとえば商鞅变法と武靈王の諸改革を単純に比較し、「前者は後者よりも〇〇の点で優れていた」とする諸説は<sup>58</sup>、前者を基準に後者を評価したにすぎず、武靈王の諸改革の本質を見落としている。なお『韓非子』には武靈王関連の記事が散見し、みな武靈王弑殺の首謀者を恵文王の傅の李兌（奉陽君。李税・李脱にも作る）とするが、これこそ恵文王の父王弑殺の汚名を薄めるために造成された逸話に基づくものであろう。

ではその後、趙はどうなったのかというと、武靈王は秦討伐を計画した。前掲趙世家恵文王元年条（前二九九）には「主父、子をして治国を主らしめんと欲し、而して身ら胡服して士・大夫を將いて西北のかた胡地を略して、雲中・九原より直ちに南して秦を襲わんと欲す」とあった。趙世家の「略」字は一般に「偵察」<sup>59</sup>を意味し、ここでも士・大

夫のみを率いて攻撃したはずがないので、「略」は偵察の意で、秦を襲う事前準備と解される。

だが武靈王は結局秦へ十分に侵攻することなく、その生涯を閉じる。というのも、武靈王は統治二十年を過ぎたあたりから妃の呉娃を寵愛し、太子章を廢位して彼女の子を恵文王とした。そのため武靈王は数年間にわたり宮殿に籠りがちとなり<sup>(60)</sup>、対内的には恵文王とともに華夏と胡に対する二重統治を行ないつつも、対外的に秦・斉の征伐計画は遅延したとみられる。しかも廢位された太子章を完全に放逐することなく、のちに代の安陽君に据えたことで、章は恵文王に対するクーデターを画策し、武靈王もそれに巻き込まれて死んだ。これが武靈王の計画遂行を阻んだ最大の要因であった。とはいえ、武靈王の死後も趙の勢威は衰えなかった。むしろ廉頗・樂毅・趙奢・李牧といった錚々たる将軍はこの後に登場し、斉を含めた諸国を従え、秦に対抗した。手工業を主管する官制面でも恵文王期に整備が進んだとされる<sup>(61)</sup>。しかも既述のごとく、趙は代・中山を確保することで、燕経済圏・山西経済圏・洛陽経済圏をリンクさせ、それによって大きな経済的利益を上げ、趙が滅亡するまで継続した。戦国末の趙に呂不韋をはじめとする大商人が滞在し、また製鉄業者が次々と新技術の開発に取り組んだ背景はこの点に求められる。それにもかかわらず趙は、武靈王以来の「北辺からの秦討伐計画」を最後まで実行できなかった。その一因は、多くの先行研究が指摘するように、一代の英雄であった武靈王を失った点にある<sup>(62)</sup>。だが既述のごとく、趙はその後も名将を輩出しており、必ずしも人材不足だったわけではない。そこで改めて注目されるのは、主父と恵文王が華夏と胡を分割統治した時期に比べ、武靈王死後は必然的に北方統治が弛緩した点である。現に趙では、国内の胡のみならず、その後匈奴がたびたび叛き、李牧などが討伐を行った。かかる状況下で「北辺からの秦討伐計画」を遂行するのは困難である。しかも趙は、秦に対する合従に失敗し（外交的失敗）、かつ長平の戦い（二六〇年）で將軍趙括の失策により大敗した（戦術的失敗）。もともと、趙括が長平で大敗を喫した一因を趙の食糧不足に求める説もある。かような論者は、趙が農業後進国であることを強調し、

ゆえに経済力を欠いた趙が最終的に秦に敗北したと結論づける<sup>(63)</sup>。たしかに趙は、広域経済の担い手として大国にのし上がったものの、領土の多くが山地で食糧自給率は高くなく、一年以上に及ぶ長平の戦いでも斉に食糧援助を請願した(『史記』田敬仲完世家)。しかし田敬仲完世家を精読すると、趙軍の敗北と食糧援助の拒否とは必ずしも因果関係はなく、むしろ斉や楚が全く援軍を送らなかった点が問題視されている。他の史料にも長平の敗因を食糧不足とする記載はなく、燕・魏・韓・楚に食糧を求めた形跡もない。逆に、趙は懸命に広域経済の活用して食糧を調達したはずで、長平の戦い以後の首都邯鄲攻城戦でも一年分以上の余剰食糧を有していた。その意味で「農業後進国の趙」を「経済的後進国」と断ずる見解には検討の余地がある。逆に『呂氏春秋』応言篇の「秦、長平に大勝すると雖も、三年にして然る後に決し、士民倦み、糧食□……」によれば、長平の戦いは秦にも大きな被害を与えた。しかも脱字は文脈上「欠乏」の意の動詞と思われ、それゆえ本文は秦の方でも深刻な食糧問題が生じていたことを窺わせる。要するに趙は、秦とは異なる経済基盤を有する大国であり、必ずしも「経済的後進国」とはいえないのである。しかし、それにもかかわらず単独で秦に抗戦する力はなかった。それゆえ一年以上に及ぶ消耗戦の結果、趙は外交的・戦術的に追い込まれたのであろう。

## おわりに

以上本稿では、戦国趙武靈王の諸改革について検討した。それは武靈王十九年(前三〇七)に始まる胡服改革・騎射改革・舟楫改革・長城建設を軸とする前期改革と、それをふまえて武靈王が主父として胡服騎射部隊を率い、恵文王が国内行政を管掌する二重統治体制の構築を軸とする後期改革に分けられる。前期改革は単なる軍制改革としてではな

く、むしろ「周王朝由来の礼秩序からの離脱と北方異民族世界への接近」を意味する軍事と礼制の一体改革として計画・立案され、その目的は北方諸勢力を支配下に収め、後々は斉・秦と対抗することにあつた。武靈王は以上の計画をふまえ、それ以前の国家戦略を百八十度転換させ、南・東と和し、北・西への進出を図つた。その結果、趙は代・中山・邯鄲を結節点とし、燕経済圏・山西経済圏・洛陽経済圏を結びつけることに成功した。ただし胡服騎射はあくまでも山岳地帯で有効な戦術にすぎず、その導入によって趙が他国を軍事的に圧倒することはなかった。しかも武靈王の死後、趙の北辺支配はやや不安定となつた。また合従に失敗し、単独で秦に立ち向かつた趙は、外交的・戦術的に秦に敗北を喫し、かくて趙は衰退への道を辿つていつたのである。

#### 註

(1) Kakinuma, Yohsei. 2013. *Emergence and Spread of Coins in China from the Spring and Autumn Period to the Warring States Period. Explaining Monetary and Financial Innovations: A Historical Analysis*. London: Routledge.

(2) 胡服と騎射の両方を軍制改革とみるものに、王国維「胡服考」(《觀堂集林》中華書局、一九五九年)、繆文遠「趙武靈王胡服騎射考」——《戰国策檢論》稿之一(《歷史論叢》第二輯、齊魯書社、一九八一年)、何清谷「趙武靈王与胡服騎射」(《秦史探索》蘭台出版社、二〇〇四年)、葉高樹「趙武靈王的易俗及其宫廷政争」(《国立台湾師範大学歴史学》第三号、一九九五年)、張煥君・高敏「从趙武靈王胡服騎射看戰国時期社会思潮」(《山西社会主義学院学报》二〇一一年第三期)、孫乾博「論胡服騎射促使趙国逐漸走向衰亡」(《重慶交通大学学报(社会科学版)》二〇一〇年第三期)等。また石本利宏「戦国趙における「胡服騎射」改革」(『東洋史苑』第七二号、二〇〇九年)は、武靈王の軍制改革として「胡服」・「騎射」のみならず「舟楫(水戦技術)」の向上をも挙げる。

(3) 靳生禾「趙武靈王胡服騎射考弁——兼与繆文遠先生商榷」(《歷史文献研究》北京新一輯、一九九〇年)。

- (4) 沈長雲等『趙国史稿』（中華書局、二〇〇〇年）、橋本明子「戦国趙の「胡服騎射」」（『名古屋大学東洋史研究報告』第三〇号、二〇〇六年）。
- (5) 趙世家武靈王十九年条に「先時中山負齊之彊兵、侵暴吾地、係累吾民、引水圍鄗、微社稷之神靈、則鄙幾於不守也。先王醜之、而怨未能報也。今騎射之備、近可以便上黨之形、而遠可以報中山之怨。而叔順中國之俗以逆簡・襄之意、惡變服之名以忘鄙事之醜、非寡人之所望也」とある。『戦国策』趙策二武靈王にもほぼ同文あり。『戦国策』齊策五に「日者、中山悉起而迎燕・趙、南戰於長子、敗趙氏。北戰於中山、克燕軍、殺其將。夫中山千乘之國也。而敵萬乘之國二、再戰北勝、此用兵之上節也」等とある。中山魯王墓出土青銅器「罍鼎」にも中山が燕を破ったとある。
- (6) 顧炎武『日知録』卷二九「騎」に「春秋之世、戎翟之雜居中夏者、大抵皆在山谷之間、兵車之所不至。齊桓・晉文僅攘而却之、不能深入其地者、用車故也。中行穆子之敗翟於大鹵、得之毀車崇卒。而智伯欲伐仇猶、遺之大鍾、以開其道、其不利於車可知矣。勢不得不變而爲騎、騎射所以便山谷也。胡服所以便騎射也。是以公子成之徒、諫胡服而不諫騎射。意騎射之法必有先武靈而用之者矣」とある。だがこの騎馬戦法の特徴は等閑視されることが多く、石田英一郎「天馬の道——中国古代文化の系統論に寄せて」（『桃太郎の母 比較民族学的論集』法政大学出版会、一九五六年）、大室幹雄「胡服騎射」（『新編 滑稽——古代中国の異人たち』せりか書房、一九八六年）等は、あたかも騎馬隊が戦車隊より全面的に強かったかのごとくしている。顧炎武説を引く論者の中にも本特性を軽視し、胡服騎射が万能なるが故にのちに平地の中原諸国にも伝播していったとする者は少なくない。また孫乾博「論胡服騎射促使 趙国逐漸走向衰亡」は、胡服騎射改革の意義を強調する通説を批判し、趙は武靈王以前にすでに強力な軍隊を有し、胡服騎射改革はそれをさらに強化したにすぎないとする。だがこの説も、どの兵種がどの方面に強いのかを等閑視したものである。
- (7) 銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡』（文物出版社、一九八五年）。
- (8) 郝良真・史延廷「略論趙国兵種結構的演變——兼談胡服騎射軍事文化的影响」（『先秦兩漢趙文化研究』方志出版社、二〇〇三年）。

- (9) 趙世家武靈王二十一年条「攻中山。趙紹爲右軍、許鈞爲左軍、公子章爲中軍、王并將之。牛翦將車騎、趙希并將胡・代」。大室幹雄「胡服騎射」はこれらを全て騎兵部隊と解する。たしかに左軍・中軍・右軍を率いる將軍も「胡服」を強制されたはずである。だが武靈王十九年に実行されたのは胡服改革で、それを通じて胡の騎兵を招聘したにすぎない(趙世家武靈王十九年条「遂胡服招騎射」。その後二年間で趙の全軍が騎兵に改編されたとは現実的に考えにくい。かくも膨大な騎馬を確保・育成するのは容易でなく、実際にそのための「騎邑」設置も円滑には進まなかった(後述)。また本文には車騎(戰車部隊)の存在もみえる。よって左軍・中軍・右軍は歩兵部隊と考えられる。逆にもしこの時趙の全軍が騎兵に改編済だったならば、後に李牧が匈奴を討伐した際に騎兵のみならず戦車・歩兵を率いたとする記述(後述)とも矛盾する。
- (10) 「於是【李牧】乃具選車得千三百乘、選騎得萬三千匹・百金之士五萬人・殺者十萬人、悉勒習戰(『史記』卷八一廉頗藺相如列伝)」。卒起二軍、車二千乘、栗腹將而攻鄒、卿秦攻代(『史記』卷三四燕召公世家)。
- (11) 「今王喜四年、秦昭王卒。燕王命相栗腹約歡趙、以五百金爲趙王酒。還報燕王曰「趙王壯者皆死長平、其孤未壯、可伐也。……君妾法研究序説(『史林』第八三卷第四号、二〇〇〇年)等。
- (12) 繆文遠「趙武靈王胡服騎射考——《戰國策檢論》稿之一」、鄭良樹「商鞅及其学派」(台湾学生書局、一九八七年)、吉本道雅「商君妾法研究序説(『史林』第八三卷第四号、二〇〇〇年)等。
- (13) 容肇祖「商君書考証」(『燕京學報』第二二期、一九三七年)、好並隆司「商君書研究」(溪水社、一九九二年)等。
- (14) 藤田勝久「『史記』趙世家の史料性格」(『史記戰國史料の研究』東京大学出版会、一九九七年)。
- (15) 石本利宏「戰國趙における「胡服騎射」改革」。
- (16) 小倉芳彦「小倉芳彦著作選Ⅲ 春秋左氏伝研究」(論創社、二〇〇三年)。
- (17) 石本利宏「戰國趙における「胡服騎射」改革」。
- (18) 『史記』卷一一〇匈奴列伝「而趙武靈王亦變俗胡服、習騎射、北破林胡・樓煩。築長城、自代並陰山下至高闕爲塞。而置雲中・

鴈門・代郡」。この他に、趙世家武靈王二十七年条「大朝於東宮、傳國、立王子何以爲王。王廟見禮畢、出臨朝。大夫悉爲臣、肥義爲相國、并傳王。是爲惠文王。惠文王、惠后具娃子也。武靈王自號爲主父。主父欲令子主治國、而身胡服將士大夫西北略胡地、而欲從雲中・九原直南襲秦」。好並隆司『商君書研究』は「大夫盡く臣と爲り」を、封邑特権を有する士・大夫を奉祿制下の官僚とした意とする。だが趙国関連史料にはそれ以前にも「王」と「臣」の対話等が散見し、「大夫盡く臣と爲り」の一句のみを特別視はできない。全体の文脈を勘案すれば、当該句は大夫を武靈王でなく、惠文王の正式な臣下としたことと解するべきであろう。

(19) 「成公六年、中山築長城(趙世家)」、「肅侯十七年……築長城(趙世家)」等。

(20) 顧炎武『日知録』卷三二「長城」。

(21) 顧炎武『日知録』卷三二「長城」。

(22) 市村瓚次郎「長城の起源」(『支那史研究』春秋社、一九三九年)。

(23) 橋本増吉「支那古代の長城について(一)」(『史学』第五卷第二号、一九二六年)。

(24) 橋本増吉「支那古代の長城について(二)」(『史学』第五卷第四号、一九二六年)。

(25) Di Cosmo, Nicola. 2002. *Ancient China and its Enemies: the Rise of Nomadic Power in East Asian History*. Cambridge & New York: Cambridge University Press.

(26) 沈長雲等『趙国史稿』。

(27) 橋本明子「戦国趙の「胡服騎射」」。

(28) 張海斌・楊愷恩主編『固陽秦長城』(内蒙古大学出版社、二〇〇七年)。また筆者自身の実地調査記として、水間大輔・柿沼陽平「内蒙古自治区中南部城址視察記——フフホト市・包頭市を中心に——」(『史滴』第三三冊、二〇一二年)参照。

(29) 内蒙古自治区額濟納旗居延付近の長城に関しては、筆者自身実地調査を行っており、その調査記に天田の写真等も納めた。水



間大輔・柿沼陽平・川村潮・楯身智志「居延漢代烽燧・城邑遺址等踏査記」(『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第五号、二〇〇七年)参照。

(30) この点は初山明「漢帝国と辺境社会」(中央公論社、一九九九年)等に詳しい。

(31) 秦漢長城の象徴的意義に関しては、邢義田「从古代天下觀看秦漢長城の象徴意義」(『天下一家・皇帝・官僚与社会』中華書局、二〇一一年)参照。

(32) 武靈王創始説として繆文遠「趙武靈王胡服騎射考——《戦国策検論》稿之一」等参照。武靈王以前に中原にも騎兵がいたとする説として、顧炎武「日知録」卷二九「騎」、沈長雲等「趙国史稿」等参照。なお大室幹雄「胡服騎射」は、『史記』卷七〇張儀列伝に「張儀去、西説趙王曰「敝邑秦王使使臣效愚計於大王。大王收率天下以賓秦、秦兵不敢出函谷關十五年。大王之威行於山東、敝邑恐懼伏、繕甲厲兵、飾車騎、習騎射……」とあるので、武靈王三年(前三二三)以前に秦が騎射を実施していたとし、武靈王はこれを模倣したにすぎないと評する。だがこれでは直前の「飾車馬」と矛盾し、文意も通りにくい。しかも『史記』の諸版本をみると「騎射」ではなく「馳射」か「戰射」に作る(水野利忠「史記会注考証校補」)。よって大室説は誤りであろう。

(33) 石本利宏「戦国趙における「胡服騎射」改革」。

(34) 沈長雲等「趙国史稿」、橋本明子「戦国趙の「胡服騎射」」。

(35) 『水経』卷三河水注引「竹書紀年」「魏襄王十七年、邯鄲命史大夫奴遷于九原、又命將軍・大夫適子・戍吏皆貉服矣」。ただし宋・呂東萊「大事紀」が指摘するように、魏襄王十七年は周赧王十三年(前三〇二)趙武靈王二十四年)で、『史記』六国年表周赧王八年)武靈王十九年条「初胡服」と年号がズレている。繆文遠「趙武靈王胡服騎射考——《戦国策検論》稿之一」は『竹書紀年』を支持するが、確たる証拠はない。むしろ武靈王十九年に胡服改革を行なった点は『史記』や『戦国策』に詳細に描かれ、年号が大幅にズレていたとは考えにくい。武靈王十九年に上層階層の人々に向けて胡服令が発令され、武靈王二十四年に改めて下々の軍吏に命令

範囲が広げられたか。その場合、「將軍大夫適子戊史」を「將軍・大夫・適子・戊史」とする通説を改め、「將軍の適子・大夫の適子・戊史」と解する方が妥当であろう。通説では「適子」が誰の子かも不明である。

(36) 繆文遠「趙武靈王胡服騎射考——《戰國策檢論》稿之一」。

(37) 林巳奈夫「漢代の文物」（京都大学人文科学研究所、一九七六年）。

(38) 王国維「胡服考」等。

(39) 趙世家によれば、無卬（趙襄子）が授かった朱書の預言に、趙に風貌怪異な君主が出現し、「左袵界乘」し、休溷・諸貉に至り、南の韓・魏を討ち、北の黑姑を滅ぼすとあった。「左袵界乘」する「王」とは武靈王をさす。一方、王国維「胡服考」は胡服を唐代の褶（右衽）に相当するものとするが、これは後代の注釈等に基づく推測にすぎない。

(40) 冠に関しては、後漢・蔡邕「独断」卷下「武冠、或曰繁冠。今謂之大冠、武官服之。侍中・中常侍加黃金、附貂蟬鼠尾、飾之。太傅胡公説曰、趙武靈王效胡服、始施貂蟬之飾。秦滅趙、以其君冠賜侍中」参照。また「統漢書」輿服志下に「種類の武冠がみえ、前者は「武冠、俗謂之大冠、環纓無髹、以青系爲緹、加雙鶡尾、豎左右、爲鶡冠云。……鶡者勇雉也。其鬪對一死乃止、故趙武靈王以表武士、秦施之焉」で、前掲「独断」の「大冠」のことで、武靈王に由来する。またもう一方は「武冠、一曰武弁大冠、諸武官冠之。侍中・中常侍加黃金璫、附蟬爲文、貂尾爲飾、謂之趙惠文冠」で、武靈王の子の惠文王に由来するとされる。ただし王先謙「後漢書集解」「惠文冠」注に「趙惠文王、武靈王子也。其初制必甚麤簡、金玉之飾、當即惠文後來所增、故冠因之而名」とあり、これも武靈王に由来する可能性が高い。むしろ後者の別名は「鶡鶡冠」で（劉昭注）、「淮南子」卷九主述訓「趙武靈王貝帶鶡鶡以朝、趙國化之」によれば、それは武靈王自身の王冠であった。帯に関しては、前掲「淮南子」に「貝帶」とある。靴に関しては、「太平御覽」卷六九八引劉熙「釈名」「鞞本胡名也。趙武靈王始服之」、曹魏・文帝「典略」「三代以前、人皆跣足。三代以後、始服木屐。伊尹以草爲之、名曰履。秦世參用絲革靴。本趙武靈王易胡服、令有司衣袍者宜皂靴」参照。これらの冠や帯は胡服とともに一部の臣下にも

配布された。『戦国策』趙策二「遂賜周紹胡服衣冠貝帶黃金師比、以傳王子也」等参照。なお五代・馬縞『中華古今注』卷上靴笏は「靴者昉古西胡也。昔趙武靈王好胡服、常服之。其制短、鞞黃皮閒居之、服至馬。周改制長、鞞以殺之、加之以氊及條、得著人殿省敷奏、取便乘騎也。文武百僚咸服之」とし、靴を騎乘に便利なものとする。また『中華古今注』卷中搭耳帽には「本胡服。以韋爲之、以羔毛絡縫。趙武靈王更以綾絹皂色爲之、始並立其名爪牙帽子。蓋軍戎之服也」ともあり、何清谷「趙武靈王与胡服騎射」は「爪牙帽子」武靈王の作った帽子「北方での風砂を防ぐ帽子」とする。何清谷氏も指摘するように、靴と爪牙帽子は確かに軍制改革の一環とも解せる。だが、『中華古今注』は後世の二解釈をしめすにすぎず、また同時に導入された貝帶・冠・貂蟬之飾は必ずしも騎射の前提条件ではない。

(41) 沈長雲等『趙国史稿』。

(42) 『史記』趙世家武靈王十九年条「遂胡服招騎射」。ただし繆文遠「趙武靈王胡服騎射考——《戦国策検論》稿之一」が指摘するように、騎射部隊は「騎邑」に駐屯したにすぎない可能性もあり、胡服騎射が趙国全土にどの程度普及したかには疑問も残る。現に武靈王が騎射を習わせようとして専門の「騎邑」を原陽に設置した時でさえ、牛賛は激しく反論した（『戦国策』趙策二）。また胡服もどの程度浸透したかは疑問で、戦国趙ではその後も深衣を中心とする既存の服飾文化が中心であり続けたとする趙彦・趙興州・呉志璋「戦国時期趙国服飾文化の中原特征」（『黒龍江民族叢刊（双月刊）』二〇一〇年第三期）等の指摘がある。

(43) 以上の論点は、Moerman Michael, 1965, *Ethnic Identification in a Complex Civilization: Who are the Yue? American Anthropologist*, no. 67, pp. 1215-1230 や Barth, Fredrik ed. 1969, *Ethnic Groups and Boundaries: The Social Organization of Culture Difference*, London: George Allen & Unwin 以降の人類学的研究で常々指摘されていることで、日本でも小坂井敏晶「増補 民族という虚構」(筑摩書房、二〇一一年)等の成果がある。また同様の視点を採用する古代史研究の一つに、王明珂(柿沼陽平訳)「中国漢代の羌(五)——生態学的辺境と民族的境界——」(『史滴』第三三三号、二〇一二年)があり、漢代の「羌」を固定的な「民族」とみる旧説を批判する。

- (44) 趙世家武靈王十九年条「肥義曰「臣聞疑事無功、疑行無名。王既定負遺俗之慮、殆無顧天下之議矣。夫論至德者不和於俗、成大功者不謀於眾。昔者舜舞有苗、禹袒裸國、非以養欲而樂志也、務以論德而約功也……」。王曰「吾不疑胡服也、吾恐天下笑我也。狂夫之樂、智者哀焉。愚者所笑、賢者察焉。世有順我者、胡服之功未可知也。雖驅世以笑我、胡地中山吾必有之」。於是遂胡服矣。」
- (45) 武靈王の中山征服に関しては、『史記』趙世家惠文王三年条に「滅中山、遷其王於膚施」、『史記』六国年表惠文王四年条に「圍殺主父、與齊燕共滅中山」、「資治通鑑」周郝王二年＝趙惠文王四年条に「趙主父與齊燕共滅中山、遷其王於膚施」等とあり、橋本増吉「支那古代の長城について(一)」等も指摘することく、惠文王三年に主父が行った可能性と、惠文王四年に惠文王が行った可能性がある。だが何清谷「試談趙滅中山の幾個問題」(『秦史探索』蘭台出版社、二〇〇四年)は数点の史料を挙げ、惠文王三年説を支持する。筆者も、『韓非子』外儲説左上「主父曰善。擧兵而伐中山、遂滅之」に武靈王が滅ぼしたとあるので、惠文王三年説に従う。
- (46) 趙世家武靈王十九年条「春正月、大朝信宮。【武靈王】召肥義與議天下、五日而畢。王北略中山之地、至於房子、遂之代、北至無窮、西至河、登黃華之上。召樓緩謀曰「我先王因世之變、以長南藩之地、屬阻漳・滏之險、立長城、又取蘭・郭狼、敗林人於涿、而功未遂。今中山在我腹心、北有燕、東有胡、西有林胡・樓煩・秦・韓之邊、而無彊兵之救、是亡社稷、奈何。夫有高世之名、必有遺俗之累。吾欲胡服」。樓緩曰「善」。羣臣皆不欲」。
- (47) 武靈王元年、武靈王はまだ幼少で、代わりに陽文君趙豹が宰相で、魏惠王・韓宣王がそれぞれ太子とともに来朝。
- (48) 趙世家武靈王十九年春正月条参照。
- (49) Kakimuna, Yohei. 2013. *Emergence and Spread of Coins in China from the Spring and Autumn Period to the Warring States Period.*
- (50) Kakimuna, Yohei. 2013. *Emergence and Spread of Coins in China from the Spring and Autumn Period to the Warring States Period.*
- (51) 橋本明子「戦国趙の「胡服騎射」」。
- (52) この所謂「五國相王」事件に関しては、「五国」がどの国かで諸説あり、現在は趙・韓・魏・燕・中山とする楊寛『戦国史』(上

海人民出版社、一九八〇年版)、繆文遠『戦国策考辨』(中華書局、一九八四年版)、沈長雲等『趙国史稿』(中華書局、二〇〇〇年)等の説が有力である。また当該事件の時期も問題で、趙世家武靈王八年条「五國相王、趙獨否、曰、「無其實、敢處其名乎」。令國人謂曰「君」」に基づき武靈王八年とする説もある。しかし陳平『燕史紀事編年會按』(北京大學出版社、一九九五年)、錢穆『五國相王考』(『先秦諸子系年』中華書局、一九八五年)等の指摘通り、前掲武靈王八年条は武靈王が王号をやめた時期(武靈王八年)を強調する文で、「五國相王」が武靈王八年であつた証拠とはならない。やはり武靈王三年に称王し、武靈王八年に称王をやめたとみるべきであろう。

(53) 武靈王八年以後に武靈王が王号を復したか否かには諸説あり、たとえば清・梁玉繩『史記志疑』は、趙世家に「十一年、王召公子職」とあることから、武靈王十一年に王に復したとする。だが錢穆『五國相王考』によれば、趙世家中で武靈王は一貫して「王」と称され、最終的に「主父」を名乗っているため、武靈王は最後まで「王」に復さなかつたとみられる。沈長雲等『趙国史稿』も別の史料を引証して錢穆説に従っている。筆者も錢穆説に従う。

(54) 橋本明子「戦国趙の「胡服騎射」」は、「五國相王」の五國を韓・趙・魏・燕・齊とし、武靈王が称王をやめた時期を武靈王八年とした上で、武靈王は五國連合軍が秦に破れたため(秦本紀惠文王七年条)、同年合従不参加の表明として王号を廢止したとする。だが五國に齊を含める点には問題がある(前掲注)。また五國連合軍敗北後の次年にも趙は魏・韓とともに秦を攻撃し、その後も合従連衡を繰り返しており、武靈王八年に合従不参加の表明として王号をやめたとは考えにくい。

(55) 二十七年五月戊申、大朝於東宮、傳國、立王子何以爲王。王廟見禮畢、出臨朝。大夫悉爲臣、肥義爲相國、并傳王。是爲惠文王。惠文王、惠后呉娃子也。武靈王自號爲主父。主父欲令子主治國、而身胡服將士大夫西北略胡地、而欲從雲中、九原直南襲秦、於是詐自爲使者入秦(趙世家)。

(56) 「女華生大費、與禹平水土。已成、帝錫玄圭。禹受曰「非予能成、亦大費爲輔」。帝舜曰「咨爾費、贊禹功、其賜爾阜游。爾後嗣

將大出」。乃妻之姚姓之玉女。大費拜受（秦本紀）。

(57) 吉本道雅「戦国期の易姓革命説」（『中国古代史論叢』第五集、二〇〇八年）。

(58) 孫乾博「論胡服騎射促使趙国逐漸走向衰亡」、侯廷生・郝良真「試論戦国後期的秦趙關係——兼評趙国滅亡的根本原因」（『先秦

兩漢趙文化研究』方志出版社、二〇〇三年）等。

(59) 橋本明子「戦国趙の「胡服騎射」。

(60) 趙世家「主父初以長子章爲太子、後得呉娃、愛之、爲不出者數歲」。

(61) 下田誠氏の研究報告「武靈王から恵文王へ——青銅兵器銘文から見た戦国籠の機構的改革の実践——」（二〇一一年度第三回例

会、二〇一二年三月一〇日、於東京大学）。

(62) 趙志超「論趙武靈王的夔秦戰略」（『戦争史研究』二〇一一年第五期）等。

(63) 孫乾博「論胡服騎射促使趙国逐漸走向衰亡」は趙滅亡の要因として、①趙が農業後進国であつたこと、②国家が民意にそぐわな

かつたこと、③政局が不安定であつたこと、④過剰な重国主義で疲弊したことを挙げる。だが既述のごとく①は理由にならない。②

③④も抽象的で、他国との違いもよくわからない。また高峰「戦国中後期趙国重商政策所産生的作用及其影響」（『學術探討』二〇一

一年八月）は、趙が広域商業で利益を挙げたことを適確に指摘しつつも、最終的には農業生産力の低さから長平の戦いで決着を焦つて滅亡へ向かつたとし、結論としては孫論文と合致する。

〔付記〕本稿は、筆者の平成二四年度科学研究費補助金（研究課題「中国前漢後半期から王莽期の貨幣経済史に関する研究」、番号24820055）による研究成果の一部である。

## 執筆者紹介

山元 貴尚 国士舘大学非常勤講師  
森 和 成城大学民俗学研究所研究員  
柿沼 陽平 早稲田大学文学学術院助教  
富田美智恵 流通経済大学教育学習支援センター専任所員  
福井 重雅 早稲田大学名誉教授  
村松 弘一 学習院大学学長付国際研究交流オフィス教授  
鈴木 直美 明治大学文学部非常勤講師  
原 宗子 流通経済大学経済学部教授

## 日本秦漢史研究 第13号

---

2013年3月31日 発行

編集・発行

日本秦漢史学会

編集事務局 慶応義塾大学 桐本東太研究室

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

Tel 03-3453-4511

---